定期検査申請書

栃木県知事 様

栃木県収入証紙 貼 付 欄 消印はしないこと

令和	年	月	日		
申	請者	•			
	住			所	□ 〒
	氏 名	又は	名		
	代 表	者の	氏	名	(印鑑不要)
	電	話	番	号	() –

	能	力	1個当た	数	分銅	数	手数料	備考
性 親	担任)J	り手数料		おもり	剱		
天びん			500 円		10 円		円	
棒はかり	定量おもりを含	む	260					
等比皿はかり			500		10			
不等比皿はかり			500		10			
	ひょう量 100kg	以下のもの	500		10			
	" 250kg	IJ	900		10			
台はかり	" 500kg	"	1, 500		10			
	" t	"			10			
	" t	<i>II</i>			10			
手動指示併用はかり			500		10			
手はかり			250					
	ひょう量 100kg	以下のもの	500					
ばね式指示はかり	" 250kg	II.	900					
(4441/1日/1/47)	" 500kg	IJ	1,500					
	" t	IJ						
	ひょう量 100kg	以下のもの	1, 400					
	" 250kg	IJ	1,800					
電気式はかり	" 500kg	IJ	2, 200					
	<i>"</i> t	JJ						
	<i>y</i> t	IJ						
電気式 払り(手数料2倍)	ひょう量 100kg	以下のもの	2,800					
	ひょう量	以下のもの			10			
	ひょう量	以下のもの			10			
皮 革 面 積 計			2,500					
合		計					円	

- ●分銅・おもりは1個につき10円とし、はかりの手数料に加算する。
- ●最小の目盛(感量)がひょう量の1万分の1未満にあっては、該当する手数料の2倍の料金とする。

定期検査申請書(記載例)

栃木県知事 様

栃木県収入証紙 貼 付 欄 消印はしないこと

令和 年 月 日申 請 者

年 所 〒123-4567 ○○市○○町1234

 氏名
 又は
 名称

 〇〇小学校

 代表者の氏名
 計量 太郎

 (印鑑不要)

電 話 番 号 (123) 123-123

種類	能		力	1個当た り手数料	数	分銅 おもり	数	手数料	備考
天びん				500円		10 円		円	
棒はかり	定量おもり	定量おもりを含む							
等比皿はかり				500		10			
不等比皿はかり				500		10			
	ひょう量 1	00kg以	下のもの	500	1	10	5	5 5 0	
	<i>II</i> 2	50kg	11	900		10			
台はかり	<i>"</i> 5	500kg	IJ	1, 500		10			
	11	t	11			10			
	"	t	<i>II</i>			10			
手動指示併用はかり				500		10			
手はかり				250					
	ひょう量 1	.00kg 以	下のもの	500					
 ばね式指示はかり	<i>II</i> 2	50kg	<i>II</i>	900	3			2,700	
「なれるよび」自分いなか。ク	<i>"</i> 5	00kg	<i>II</i>	1,500					
	II.	t	11						
	ひょう量 1	.00kg 以	下のもの	1, 400					
		250kg	11	1,800					
電気式はかり	" 5	00kg	11	2, 200					*
	JJ	2 t	II .	3, 700	1			3, 700	*
	"	t	JJ						
電気式 おかり(手数料2倍)	ひょう量 100kg以下のもの			2,800					
	ひょう量 以下のもの					10			
	ひょう量	以	下のもの			10			
皮 革 面 積 計				2,500					
合			計		5		5	6,950円	

- ●分銅・おもりは1個につき10円とし、はかりの手数料に加算する。
- •最小の目盛(感量)がひょう量の1 万分の1 未満にあっては、該当する手数料の2 倍の料金とする。 ※申請書に表記の無いひょう量のものは、「手数料一覧」にある5 法第1 9条第1 項の規定に基づく特定計量器定期検査の項目を参照してください。